

平成31年1月22日付
鳥取県公報号外第2号別冊
(2分冊の2)

平成29年度決算に係る
財政的援助団体等監査結果報告書

平成31年1月

鳥 取 県 監 査 委 員

第 9 9 号
平成31年1月22日

鳥取県議会議長	稲田 寿久	様
鳥取県知事	平井 伸治	様
鳥取県教育委員会教育長	山本 仁志	様
鳥取県公安委員会委員長	増谷 立夫	様

鳥取県監査委員 小林 敬典

鳥取県監査委員 湯口 夏史

鳥取県監査委員 山根 朋洋

鳥取県監査委員 内田 博長

鳥取県監査委員 坂野 経三郎

財政的援助団体等監査結果報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成29年度決算に係る財政的援助を与えているもの等（財政的援助団体等）の出納その他の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり提出します。

目 次

第1 監査結果報告

1 監査の概要	1
(1) 監査の対象及び着眼点	1
(2) 監査の実施方法	1
(3) 監査実施団体の数	1
(4) 監査実施期間	1
(5) 監査の執行者	2
2 監査結果	3
(1) 概 要	3
(2) 実施団体別の状況	4
ア 元気づくり総本部所管団体	4
イ 地域振興部所管団体	5
ウ 観光交流局所管団体	6
エ 福祉保健部所管団体	7
オ 生活環境部所管団体	8
カ 商工労働部所管団体	9
キ 農林水産部所管団体	10
ク 中部総合事務所所管団体	11
ケ 教育委員会所管団体	11
コ 警察本部所管団体	11

第2 監査意見

1 指定管理に係る事業報告書及び指名による委託料余剰金について	
(1) 指定管理に係る事業報告書について	12
総務部、地域振興部、生活環境部 (行財政改革局資産活用推進課、文化政策課、スポーツ課、緑豊かな自然課)	
(2) 指名による委託料余剰金について	13
総務部、地域振興部、福祉保健部、生活環境部、商工労働部 (財政課、行財政改革局資産活用推進課、文化政策課、スポーツ課、 ささえあい福祉局福祉保健課、緑豊かな自然課、産業振興課)	
2 福祉人材研修センターの福祉体験交流プラザの活用策について	14
福祉保健部 (ささえあい福祉局福祉保健課)	
3 福祉人材研修センターの修繕費用の負担について	15
福祉保健部、総務部 (ささえあい福祉局福祉保健課、財政課、営繕課、行財政改革局資産活用推進課)	
4 鳥取県高等学校文化連盟の業務に従事する職員の負担軽減について	16
教育委員会 (高等学校課、教育人材開発課)	

参 考

- 1 平成29年度決算に係る財政的援助団体等監査の実施団体一覧 17
- 2 平成29年度決算に係る財政的援助団体等監査の処置の概要 18
- 3 指摘の具体的基準について 20

第1 監査結果報告

1 監査の概要

(1) 監査の対象及び着眼点

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助を与えているもの等の出納その他の事務の執行に関する監査の実施に当たり、監査対象の団体及びその区分ごとの主な着眼点を次のとおりとした。

ア 出資団体

県が、資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人（以下「出資団体」という。）について、関係法令等を遵守し、出資団体の運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

イ 指定管理者

県が指定し、公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）について、関係法令等を遵守し、指定管理を行う上で公の施設の管理運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

ウ 補助金等交付団体

県が、原則として、国補助事業と県単独事業を合わせ全体として補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）を1,000万円以上交付している団体又は県単独事業で補助金等を500万円以上交付している団体（以下「補助金等交付団体」という。）について、関係法令等を遵守し、補助金等の交付の目的に沿って事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

(2) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査実施団体に出向くことを基本とし、関係書類や事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取して行う監査

イ 書面監査

監査実施団体に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

(3) 監査実施団体の数

区 分	監査対象 団体の数	監査実施 団体の数	左の内訳	
			実地監査	書面監査
出 資 団 体	33	16	16	0
指 定 管 理 者	12	4	4	0
補助金等交付団体	230	20	5	15
合 計	275	40	25	15

注 団体の数は、出資団体が指定管理者又は補助金等交付団体となっている場合は出資団体とし、指定管理者が補助金等交付団体となっている場合は指定管理者としている。

(4) 監査実施期間

平成30年8月1日から同年11月13日まで

(5) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員	こばやし 小林	たかのり 敬典
同	ゆぐち 湯口	なつみ 夏史
同	やまね 山根	ともひろ 朋洋
同	うちだ 内田	ひろみち 博長
同	さかの 坂野	けいさぶろう 経三郎

なお、地方自治法第199条の2（監査執行上の除斥）の規定により、監査委員山根朋洋は学校法人米子幼稚園、公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会、公益財団法人鳥取県産業振興機構及び鳥取県信用保証協会について、監査委員坂野経三郎は鳥取県総合芸術文化祭実行委員会について監査を行っていない。

2 監査結果

(1) 概要

監査の結果、一部の事務処理について不適正な事項があったので、その度合いが重大なもの又は著しく妥当性を欠くものを**指摘事項**としてその内容を公表し、関係する部局長に対して、今後適切な取扱い又は改善を行うこととともに、該当する団体に改善を促すことを文書により通知した。

なお、指摘事項の内容は、(2)の実施団体別の状況に記載している。

監査処置基準（抜粋）

指 摘	1 法令（条例、規則その他の規程を含む。以下、同じ。）に違反したもの又は不当なもので、重大なもの
	2 著しく妥当性を欠くもの
	3 著しく不経済又は非効率なもの

また、次に掲げるものなど指摘事項に至らないものを**注意事項**として、関係する部局長に対し、是正し又は注意することとともに、該当する団体に改善を促すことを文書により通知した。

ア 予算事務

予算を超えての執行その他予算事務手続の不適正

イ 収入事務

現金出納帳の未整備その他収入事務手続の不適正

ウ 支出事務

支出金額の誤りその他支出事務手続の不適正

エ 契約事務

契約書の未作成その他契約事務手続の不適正

オ 補助金等の執行に関する事務

実績報告書の記載内容誤りその他補助金等に係る事務手続の不適正

カ 工事の執行に関する事務

境界の確認不足その他工事に係る事務手続の不適正

キ 財産管理事務

固定資産台帳の記載不備その他財産管理事務手続の不適正

ク その他の事務

財務諸表の記載不備その他事務手続の不適正

なお、今回の監査においては「ア 予算事務」及び「イ 収入事務」に関する注意事項には接しなかった。

(2) 実施団体別の状況

ア 元気づくり総本部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
		出資金額	3,000,000円
公益財団法人とっとり県民活動活性化センター	平成30年10月18日	出資比率	66.6%
		補助金等	1,820,500円

- 注1 監査実施団体の所管部局は、団体の主たる業務内容を所管する部局で区分している。なお、指摘事項のある団体については、所管する部局ごとに記載している。
- 注2 実施団体の欄の指定管理施設の名称は、「鳥取県（立・営）」の名称は省略している。また、指定管理施設名に（指名）と記載しているのは、指名指定であり、記載のない施設は公募によるものである。
- 注3 実施日の欄に日付のみ記載している団体は実地監査を行った団体であり、日付とともに（書面監査）と記載している団体は書面監査を行った団体である。
- 注4 財政的援助等の概要の欄の指定管理の項目の金額は、県が指定管理者と締結した管理運営に関する協定に基づいて平成29年度に支出した委託料であり、指名指定管理者の場合は確定後の額である。
- 注5 財政的援助等の概要の欄の補助金等の金額は、県が平成29年度に支出した補助金等（貸付金を除く。）及び県からの貸付金の平成29年度末の残高の合計額である。
- 注6 財政的援助等の概要の欄の出資比率の数値は、小数点第2位以下を切り捨てている。

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項があったが、注意事項はなかった。

〔指摘事項〕

a 監査実施団体に対する指摘事項

該当なし

b 県所管課に対する指摘事項

- クラウドファンディング運営費補助金について、補助金交付要綱に消費税等に係る仕入控除税額に対応する額の減額に関する事項を規定していなかった。

元気づくり推進局参画協働課

（公益財団法人とっとり県民活動活性化センターへの補助金に係るもの）

イ 地域振興部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
智頭急行株式会社	平成30年10月25日	出資金額	152,500,000円
		出資比率	33.8%
学校法人鳥取家政学園	平成30年10月29日	補助金等	535,382,972円
学校法人矢谷学園	平成30年10月30日	補助金等	957,233,234円
公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館 〔指定管理施設〕 ・童謡館（指名）	平成30年10月26日	出資金額	12,000,000円
		出資比率	50.0%
		指定管理	73,629,697円
		補助金等	1,720,000円
鳥取県総合芸術文化祭実行委員会	平成30年10月30日 （書面監査）	補助金等	40,463,390円
鳥取県文化団体連合会	平成30年10月29日 （書面監査）	補助金等	17,134,303円
公益財団法人鳥取県体育協会 〔指定管理施設〕 ・布勢総合運動公園（指名） ・鳥取産業体育館・鳥取屋内プール ・倉吉体育文化会館 ・武道館（指名） ・米子産業体育館	平成30年11月1日 及び同月2日	出資金額	500,000円
		出資比率	42.0%
		指定管理	463,889,744円
			(262,783,567円)
			(63,418,848円)
			(45,056,224円)
			(62,575,841円)
			(30,055,264円)
		補助金等	131,381,976円
鳥取県ライフル射撃協会 〔指定管理施設〕 ・ライフル射撃場	平成30年8月1日	指定管理	983,000円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項及び注意事項があった。

〔指摘事項〕

a 監査実施団体に対する指摘事項

- 鳥取県体育協会競技力向上対策事業費補助金について、実績報告書の受理が遅延していた。

公益財団法人鳥取県体育協会（所管課：スポーツ課）

- 鳥取県体育協会競技力向上対策事業費補助金について、交付額の算出根拠となる事項が記載されていない実績報告書を受理していた。

公益財団法人鳥取県体育協会（所管課：スポーツ課）

- 指定管理施設の利用許可に伴う物品販売について、規定に基づくことなく販売業者から売上手数料を徴収していた。

公益財団法人鳥取県体育協会（所管課：生活環境部緑豊かな自然課）

- 役員の退職手当について、支給の基準を定めていなかった。

公益財団法人鳥取県体育協会（所管課：スポーツ課）

b 県所管課に対する指摘事項

- 競技力向上対策事業に係る委託契約について、契約書に定める指示及び方針を示していなかった。

スポーツ課

（公益財団法人鳥取県体育協会への業務委託に係るもの）

ウ 観光交流局所管団体

（ア）監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
公益財団法人とっとりコンベンションビューロー 〔指定管理施設〕 ・米子コンベンションセンター（指名）	平成30年10月18日	出資金額	500,000,000円
		出資比率	51.4%
		指定管理	121,840,481円
		補助金等	61,662,575円
株式会社円形劇場	平成30年10月22日 （書面監査）	補助金等	8,037,650円

（イ）監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項はなかったが、注意事項があった。

エ 福祉保健部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 〔指定管理施設〕 ・福祉人材研修センター (指名)	平成30年10月23日	指定管理	35,674,651円
		補助金等	226,889,529円
社会福祉法人鳥取県厚生事業団 〔指定管理施設〕 ・鹿野かちみ園・鹿野第二かちみ園(指名) ・皆生尚寿苑(指名) ・障害者体育センター	平成30年10月24日 及び同月25日	指定管理	8,969,000円
			(0円)
			(0円)
			(8,969,000円)
		補助金等	154,897,679円
社会福祉法人鳥取県ライトハウス	平成30年10月29日 (書面監査)	補助金等	38,727,942円
学校法人米子幼稚園	平成30年11月13日 (書面監査)	補助金等	39,938,000円
一般社団法人鳥取県東部医師会	平成30年10月12日 (書面監査)	補助金等	14,466,712円
医療法人同愛会	平成30年10月26日 (書面監査)	補助金等	69,424,000円
独立行政法人国立病院機構米子医療センター	平成30年10月22日 (書面監査)	補助金等	29,681,000円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項及び注意事項があった。

〔指摘事項〕

a 監査実施団体に対する指摘事項

該当なし

b 県所管課に対する指摘事項

- 鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金に係る返還額（仕入控除税額に対応する額）について、調定を行っていないかった。

健康医療局医療政策課

（独立行政法人国立病院機構米子医療センターへの補助金に係るもの）

オ 生活環境部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
		出資金額	出資比率
公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会	平成30年10月18日	出資金額	600,000,000円
		出資比率	88.2%
鳥取県性暴力被害者支援協議会	平成30年10月24日 (書面監査)	補助金等	7,612,371円
鳥取県住宅供給公社	平成30年10月23日	出資金額	4,000,000円
		出資比率	100.0%
		補助金等	3,290,737,014円
公益財団法人中海水鳥国際交流基金財団	平成30年10月11日	出資金額	150,000,000円
		出資比率	49.8%

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項及び注意事項があった。

〔指摘事項〕

a 監査実施団体に対する指摘事項

- 円護寺・船磯・望町団地分譲地除草作業に係る委託契約外1件について、予定価格調書を作成していなかった。

鳥取県住宅供給公社（所管課：くらしの安心局住まいまちづくり課）

b 県所管課に対する指摘事項

該当なし

カ 商工労働部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
株式会社グッドスマイルカンパニー	平成30年10月22日 (書面監査)	補助金等	9,305,000円
公益財団法人鳥取県産業振興機構 〔指定管理施設〕 ・とっとりバイオフロンティア (指名)	平成30年10月19日	出資金額	15,000,000円
		出資比率	51.7%
		指定管理	94,865,030円
		補助金等	7,435,299,311円
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	平成30年10月26日	出資金額	3,254,729,320円
		出資比率	100.0%
		補助金等	809,052,116円
株式会社TransChromosomics	平成30年10月3日 (書面監査)	補助金等	10,587,880円
鳥取県信用保証協会	平成30年10月19日	出資金額	2,954,334,000円
		出資比率	25.9%
		補助金等	368,195,818円
倉吉商工会議所	平成30年10月22日 (書面監査)	補助金等	110,171,000円
鳥取県商工会連合会	平成30年10月29日	補助金等	795,345,000円
株式会社コクヨMVP	平成30年10月24日 (書面監査)	補助金等	7,826,000円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項及び注意事項があった。

〔指摘事項〕

a 監査実施団体に対する指摘事項

- 平成29年度研修業務委託契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。

公益財団法人鳥取県産業振興機構 (所管課：産業振興課)

b 県所管課に対する指摘事項

該当なし

キ 農林水産部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
		出資金額	補助金等
公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構	平成30年10月23日	出資金額	1,010,000円
		出資比率	50.2%
		補助金等	250,687,858円
一般財団法人鳥取県野菜価格安定基金協会	平成30年10月18日	出資金額	15,000,000円
		出資比率	75.0%
		補助金等	12,529,545円
公益財団法人鳥取県造林公社	平成30年10月19日	出資金額	1,000,000円
		出資比率	100.0%
		補助金等	25,930,846,832円
鳥取県漁業協同組合	平成30年10月30日	補助金等	88,111,920円
境港水産物市場管理株式会社 〔指定管理施設〕 ・境港水産物地方卸売市場 (指名) ・境漁港(指名)	平成30年10月11日	指定管理	137,829,949円
			(131,074,487円)
			(6,755,462円)

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項及び注意事項があった。

〔指摘事項〕

a 監査実施団体に対する指摘事項

- 農地図面作成業務委託契約（単価契約）について、予定価格を決定していなかった。また、見積依頼に際して、契約書の送付を併せて依頼していた。

公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（所管課：経営支援課）

b 県所管課に対する指摘事項

該当なし

ク 中部総合事務所所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
鳥取県中部森林組合	平成30年11月12日	補助金等	186,601,599円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項及び注意事項はなかった。

ケ 教育委員会所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
公益財団法人鳥取県教育文化財団 〔指定管理施設〕 ・生涯学習センター ・大山青年の家	平成30年10月25日	出資金額	100,000円
		出資比率	100.0%
		指定管理	123,091,000円
			(86,419,000円)
			(36,672,000円)
鳥取県高等学校文化連盟	平成30年10月30日 (書面監査)	補助金等	25,266,431円
鳥取県高等学校体育連盟	平成30年11月6日 (書面監査)	補助金等	37,356,670円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項はなかったが、注意事項があった。

コ 警察本部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
公益財団法人鳥取県暴力追放センター	平成30年10月24日	出資金額	260,281,000円
		出資比率	57.9%

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項及び注意事項はなかった。

第2 監査意見

監査の結果、財政的援助団体等の運営等に関して重要と認められる次の4項目5件について、監査委員の意見として提出する。

1 指定管理に係る事業報告書及び指名による委託料余剰金について

(1) 指定管理に係る事業報告書について

**総務部（所管課：行財政改革局資産活用推進課）、
地域振興部、生活環境部（所管課：文化政策課、スポーツ課、緑豊かな自然課）
・ 監査対象：公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館（指定管理：童謡館）、
公益財団法人鳥取県体育協会
（指定管理：布勢総合運動公園、武道館）、
公益財団法人とっとりコンベンションビューロー
（指定管理：米子コンベンションセンター）**

本県においては、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、指定管理者に毎年度終了後30日以内に、管理施設の管理に係る経費の収支状況（以下「収支状況」という。）等を記載した事業報告書を提出させることとし、県と指定管理者は、施設の管理運営に関する協定書の標準例（以下「協定書標準例」という。）第10条と同内容の協定を締結していることが認められた。

また、条例第9条第2項の規定により、事業報告書の提出があったときは、県はその内容を速やかにインターネットを利用して閲覧に供する方法等により公表するものとされているところである。

しかし、今回の監査において、指名による指定管理者からの事業報告書のうち収支状況が期限を超過して提出されており、このため事業報告書の公表も大幅に遅れている事例が散見された。

その背景として、条例所管課において「収支状況」は指定管理施設の管理に係る日々のお金の出入りの記録・まとめをいうものであり、受託法人としての指定管理委託料に関する決算（以下「決算」という。）ではないと解する一方、各施設所管課において「収支状況」とは「決算」を指すものと解している状況が認められた。

このため、各施設所管課において、指定管理者の決算が確定するのを待って収支状況の提出を受け、一部は事業報告書の公開の遅れとなっている実情があることが認められた。

については、条例第9条の規定に基づき、各協定書第10条により明記されている事業報告書の提出が期限内に行われ、その内容の公表が速やかに行われるよう徹底されたい。

(2) 指名による委託料余剰金について

総務部（所管課：財政課、行財政改革局資産活用推進課）、
地域振興部、福祉保健部、生活環境部、商工労働部（所管課：文化政策課、ス
ポーツ課、ささえあい福祉局福祉保健課、緑豊かな自然課、産業振興課）

- ・ 監査対象：公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館（指定管理：童謡館）、
公益財団法人鳥取県体育協会
（指定管理：布勢総合運動公園、武道館）、
公益財団法人とっとりコンベンションビューロー
（指定管理：米子コンベンションセンター）、
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会
（指定管理：福祉人材研修センター）、
公益財団法人鳥取県産業振興機構
（指定管理：とっとりバイオフロンティア）

指名による指定管理委託については、協定書標準例第21条第4項各号に該当する額（以下「指定管理委託料余剰金」という。）を返納させることとし、県は、指定管理者から事業報告書の提出を受けた場合においては、委託料の額を確定し指定管理者に通知することを協定書標準例第21条第3項と同内容で（一部の協定については準じて）各指定管理者と協定を締結していた。

各協定書に定める指定管理委託料余剰金は、地方自治法第208条の規定に定める会計年度及びその独立の原則に基づき、出納整理期間内に「歳出入」として返納させるべきところ、翌年度の「雑入」として返納されており、一部は出納整理期間経過後に納付されているものがあつた。

その背景として、1つには、条例所管課と各施設所管課において（1）に記載したとおり「収支状況」の運用及び解釈に齟齬がある状況が認められた。

また、条例所管課では、協定書標準例第21条は単に補助金交付の要件を定めたものであつて、条例上は決算に関する計算書等は提出不要であり、別途一般的な会計に関する諸規定に則して額の確定等所要の手續をすべきであると解釈している一方で、各施設所管課において協定書第21条の規定は、収支状況と決算を同内容として調整の上提出させた上で、委託状況の適否と額の確定を一体的に確認することにより額の確定等の事務を行うべきことを定めたものとして運用している状況が認められた。

さらに、指定管理委託料余剰金のうち、一定の割合を指定管理者が設ける基金に積み立てるための補助金として交付する制度を平成19年度6月補正予算において創設した際、その財源とするため、平成18年度から平成20年度を対象として指定管理委託料余剰金を雑入として返納させる取扱いとした総務部長通知が発出されていた。

このため、各施設所管課においては、平成21年度以降の指定管理委託料余剰金についてもこれに準じて出納整理期間の内外にかかわらず会計上の区分を翌年度の雑入として返納していたことが確認された。

については、指定管理委託料余剰金が法令の規定に従って適正に扱われるよう徹底されたい。

2 福祉人材研修センターの福祉体験交流プラザの活用策について

福祉保健部（所管課：ささえあい福祉局福祉保健課）

- ・ **監査対象：社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会**
（指定管理：福祉人材研修センター）

鳥取県立福祉人材研修センター（以下「福祉人材研修センター」という。）は、社会福祉に関わる人材の育成を行うとともに、県民の社会福祉に対する理解と参加の促進を図ることを目的として設置した施設である。

現在は、指定管理者である社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が管理を行っており、平成31年度以降も5年間、引き続き県社協が指定管理を行うことが決定している。

平成30年10月に実施した監査において、現地を確認したところ、1階の福祉体験交流プラザには、利用者が福祉を体験し、交流するためのスペースとして、福祉関連の図書や映像資料の他、車いす体験コースやバリアフリー住宅のモデルルームなどが設置されていた。

モデルルームを含む福祉用品の展示コーナーに関しては、平成23年に改修された後、福祉用品の開発や福祉関係の住宅リフォーム事業の需要拡大に伴う多様な供給主体の参入により、器具や製品の開発・改良が大幅に進むとともに、これらを必要とする方が実際に試用・体験する場も格段に拡大されていることから、設立・改修時の目的を終えつつあると考えられる。

こうした状況を勘案すると、展示設備等を更新することも活用策のひとつではあるが、スペースが広大であることを考慮すると、利用状況を的確に把握し、現在のニーズに応じたより効果的な活用策も検討していくべきではないかと思われる。

については、県内における福祉用品の試用・体験が可能な場所を把握した上で、福祉用品展示コーナーやモデルルームの必要性を含め、福祉体験交流プラザのスペースのより有効な活用について、利用者のニーズや指定管理者の意見を踏まえて、中期的な課題として検討を行われたい。

3 福祉人材研修センターの修繕費用の負担について

福祉保健部（所管課：ささえあい福祉局福祉保健課）、
総務部（所管課：財政課、営繕課、行財政改革局資産活用推進課）
・ 監査対象：社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会
（指定管理：福祉人材研修センター）

指定管理施設に係る修繕については、施設により経過年数及び規模に応じた修繕費の上限（以下「基準額」という。）を設定し、管理運営に関する協定書で県と指定管理者の責任分担を定めている。

福祉人材研修センターの場合、1件当たり250万円未満の修繕については指定管理者が負担し、それ以上の修繕は県が負担することとされており、指定管理者が必要と判断したもののほか、県が施設の管理上必要と判断したものについても、県の指示により指定管理者が修繕を行うこととされている。

県は、「鳥取県県有施設中長期保全計画」に基づき、施設の長寿命化等を図ることとしており、福祉人材研修センターにおいても県が非常用発電設備改修工事を行うなど随時対応しているところである。

しかしながら、協定書に定める修繕の責任分担において、県と指定管理者の修繕の基準額は定められているものの、緊急性の高い修繕や基準額に近い修繕が同時期に複数重なった場合、協議事項とすることが規定されていないため、場合によっては適時に修繕が行われないことも考えられる。

この場合、福祉人材研修センターの利用者に対するサービスの低下だけでなく、施設の長寿命化に反する事態に繋がることも懸念される。

こうした事態は、他の指定管理施設においても、同様のことが起こり得るのではないかと懸念される。

については、緊急性が高く複数の修繕が集中した場合など、指定管理者において迅速な対応が困難な状況が生じた際には、修繕費の基準額にかかわらず、必要に応じて県で柔軟な対応を行うことができるよう、取扱方針を示すなど指定管理施設が適切に管理されるよう検討されたい。

4 鳥取県高等学校文化連盟の業務に従事する職員の負担軽減について

教育委員会（所管課：高等学校課、教育人材開発課）

・ **監査対象：鳥取県高等学校文化連盟（補助金）**

鳥取県高等学校文化連盟（以下「高文連」という。）は、県内の高等学校における文化活動の健全な発展を図ることを目的として設置されている任意団体である。

実施している事業としては、鳥取県高等学校総合文化祭の開催や全国高等学校総合文化祭への生徒の参加の支援などを行っている。

高文連の事務局は、県の中部及び西部の高等学校（私立を除く。）により、2年ごとの持ち回りとされ、各学校には部門別に高文連の専門部が置かれている。

現在の事務局は県立米子南高等学校にあり、事業の執行は県の会計規則等に準じて行われる必要があり一定の知識が求められることから、事務局体制は教員1名が事務局長、事務長が幹事の任務につき、その他、高文連の自主財源により職員を1名雇用して事務の補助に当たっている。

また、高文連の業務は、県教育委員会の定める「県費外会計等取扱ガイドライン」に基づき、本来の学校業務と併せて行うことが認められているところである。

しかし、学校の事務分担表では、事務長には高文連の会計に関することと記載されていたが、担当の教員には分掌業務として明示されていなかった。

今回の監査においては、各専門部において見積書を徴取することなく契約をしていた事例など、不適正な契約手続等をしているものがあつた。

さらに、諸会議の開催などの渉外業務は事務局長（教員）が行い、会議資料の作成や各専門部への指導などの主体的業務は幹事（事務長）が担当していたが、本来の学校業務に加えて高文連の業務も行っており、各専門部への指導が十分に行えていない状況が見受けられた。

県は、平成30年3月に鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン（以下「カイゼンプラン」という。）を策定し、教職員の多忙解消及び負担軽減に向けた取組に着手しているところであるが、このカイゼンプランの運用に当たっては、本来の学校業務と併せて行われている業務についても十分に留意すべきである。

ついては、県は、事務局を受け持った学校の職員に過重な負担とならないよう、カイゼンプランの運用に当たっては、高文連の事務について位置付けを明確にするとともに事務局のあり方についても検討されたい。

参 考

(参考1)

平成29年度決算に係る財政的援助団体等監査の実施団体一覧

番号	団体名	財政支援の種別			監査実施日	所管部局等
		出資	指定	補助		
1	(公財)とっとり県民活動活性化センター	○		○	H30.10.18	元気づくり総本部 元気づくり推進局参画協働課
2	智頭急行(株)	○			H30.10.25	地域振興部 交通政策課
3	(学)鳥取家政学園			○	H30.10.29	地域振興部 教育・学術振興課
4	(学)矢谷学園			○	H30.10.30	地域振興部 教育・学術振興課、 福祉保健部 子育て王国推進局子育て応援課
5	(公財)鳥取童謡・おもちゃ館	○	○	○	H30.10.26	地域振興部 文化政策課
6	鳥取県総合芸術文化祭実行委員会			○	H30.10.30	地域振興部 文化政策課
7	鳥取県文化団体連合会			○	H30.10.29	地域振興部 文化政策課
8	(公財)鳥取県体育協会	○	○	○	H30.11.1 ~11.2	地域振興部 スポーツ課、 生活環境部 緑豊かな自然課
9	鳥取県ライフル射撃協会		○		H30.8.1	地域振興部 スポーツ課
10	(公財)とっとりコンベンションビューロー	○	○	○	H30.10.18	観光交流局 観光戦略課、 地域振興部 文化政策課
11	(株)円形劇場			○	H30.10.22	観光交流局 まんが王国官房
12	(社福)鳥取県社会福祉協議会		○	○	H30.10.23	福祉保健部 ささえあい福祉局福祉保健課
13	(社福)鳥取県厚生事業団		○	○	H30.10.24 ~10.25	福祉保健部 ささえあい福祉局障がい福祉課、 ささえあい福祉局長寿社会課
14	(社福)鳥取県ライトハウス			○	H30.10.29	福祉保健部 ささえあい福祉局障がい福祉課
15	(学)米子幼稚園			○	H30.11.13	福祉保健部 子育て応援推進局子育て応援課
16	(一社)鳥取県東部医師会			○	H30.10.12	福祉保健部 健康医療局医療政策課
17	(医)同愛会			○	H30.10.26	福祉保健部 健康医療局医療政策課
18	(独)国立病院機構米子医療センター			○	H30.10.22	福祉保健部 健康医療局医療政策課
19	(公財)鳥取県食鳥肉衛生協会	○			H30.10.18	生活環境部 暮らしの安心局暮らしの安心推進課
20	鳥取県性暴力被害者支援協議会			○	H30.10.24	生活環境部 暮らしの安心局暮らしの安心推進課
21	鳥取県住宅供給公社	○		○	H30.10.23	生活環境部 暮らしの安心局住まいまちづくり課
22	(公財)中海水鳥国際交流基金財団	○			H30.10.11	生活環境部 暮らしの安心局水環境保全課
23	(株)グッドスマイルカンパニー			○	H30.10.22	商工労働部 立地戦略課
24	(公財)鳥取県産業振興機構	○	○	○	H30.10.19	商工労働部 産業振興課
25	(地独)鳥取県産業技術センター	○		○	H30.10.26	商工労働部 産業振興課
26	(株)TransChromosomics			○	H30.10.3	商工労働部 産業振興課
27	鳥取県信用保証協会	○		○	H30.10.19	商工労働部 企業支援課
28	倉吉商工会議所			○	H30.10.22	商工労働部 企業支援課
29	鳥取県商工会連合会			○	H30.10.29	商工労働部 企業支援課
30	(株)コケヨMVP			○	H30.10.24	商工労働部 企業支援課
31	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構	○		○	H30.10.23	農林水産部 経営支援課
32	(一財)鳥取県野菜価格安定基金協会	○		○	H30.10.18	農林水産部 農業振興戦略監生産振興課
33	(公財)鳥取県造林公社	○		○	H30.10.19	農林水産部 森林・林業振興局林政企画課
34	鳥取県漁業協同組合			○	H30.10.30	農林水産部 水産振興局水産課
35	境港水産物市場管理(株)		○		H30.10.11	農林水産部 水産振興局境水産事務所、 県土整備部 空港港湾課
36	鳥取県中部森林組合			○	H30.11.12	中部総合事務所 農林局
37	(公財)鳥取県教育文化財団	○	○		H30.10.25	教育委員会 教育総務課、社会教育課
38	鳥取県高等学校文化連盟			○	H30.10.30	教育委員会 高等学校課
39	鳥取県高等学校体育連盟			○	H30.11.6	教育委員会 体育保健課
40	(公財)鳥取県暴力追放センター	○			H30.10.24	警察本部 組織犯罪対策課

注 (公財)は公益財団法人を、(一社)は一般社団法人を、(一財)は一般財団法人を、(株)は株式会社を、(学)は学校法人を、(社福)は社会福祉法人を、(医)は医療法人を、(独)は独立行政法人を、(地独)は地方独立行政法人を表している。

(参考2)

平成29年度決算に係る財政的援助団体等監査の処置の概要

1 処置の件数

(単位：件、(団体))

区 分	指 摘	注 意	合 計	監査実施団体数
平成29年度決算に係る監査結果	10(6)	84(27)	94(29)	40
平成28年度決算に係る監査結果	6(4)	63(21)	69(21)	39
平成27年度決算に係る監査結果	5(4)	70(29)	75(29)	41
平成26年度決算に係る監査結果	3(3)	62(25)	65(27)	50
平成25年度決算に係る監査結果	2(2)	59(19)	61(21)	50

(注) 合計欄の()の団体数は指摘又は注意に該当する団体数であり、重複分を除いているため合計団体数とはならない場合がある。

2 処置の事項別内訳

区 分	29年度決算に係る監査結果			28年度決算に係る監査結果			27年度決算に係る監査結果		
	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計
予 算	0	0	0	0	0	0	2	2	4
収 入	1	0	1	0	3	3	0	2	2
支 出	1	8	9	0	2	2	0	9	9
契 約	3	34	37	2	24	26	1	21	22
補 助 金	3	18	21	1	12	13	2	9	11
工 事	0	2	2	0	0	0	0	0	0
財 産	1	3	4	2	7	9	0	12	12
そ の 他	1	19	20	1	15	16	0	15	15
合 計	10	84	94	6	63	69	5	70	75

3 指摘事項(10件)の内訳

(1) 監査実施団体に対する指摘事項(7件)

区 分	件数	事 由	団 体 名
支 出	1	支出負担行為の遅延(6か月以上)	公益財団法人鳥取県産業振興機構
契 約	2	予定価格調書の作成なし (100万円以上)	鳥取県住宅供給公社
		経理規程に反する契約業務	公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構
補 助 金	2	他団体からの実績報告書の受理の遅延 (6か月以上)	公益財団法人鳥取県体育協会
		他団体からの実績報告書の記載不備	
財 産	1	規定に基づかない物品販売手数料の徴収	
そ の 他	1	役員退職手当の未規定	
合 計	7		4団体

(2) 県所管課に対する指摘事項 (3件)

区 分	件数	事 由	所 管 課
収 入	1	調定なし (5万円以上)	福祉保健部 健康医療局医療政策課 (独立行政法人国立病院機構米子医療センターへの補助金に係るもの)
契 約	1	契約書に定める事項の未実施	地域振興部 スポーツ課 (公益財団法人鳥取県体育協会への業務委託に係るもの)
補 助 金	1	交付要綱の不備	元気づくり総本部 元気づくり推進局参画協働課 (公益財団法人とっとり県民活動活性化センターへの補助金に係るもの)
合 計	3		3機関

4 注意事項 (84件) の内訳

区 分	件数	事 由
支 出	8	支出金額・科目の誤り、年度区分の誤り 等
契 約	34	契約書の未作成、見積書の徴取不足、契約書の記載内容の不適正 等
補 助 金	18	実績報告書の記載内容誤り、関係書類の保存不備 等
工 事	2	境界の確認不足、規程に定める検収の未実施
財 産	3	固定資産台帳の記載不備、県からの借受物品に係る亡失の未報告 等
そ の 他	19	財務諸表・財産目録の記載不備 等
合 計	84	

(参考3)

指摘の具体的基準について

1 財政的援助団体等監査における指摘の具体的基準について

- (1) 財政的援助団体等監査における処置(指摘及び注意)は、鳥取県監査基準(下記2)により行っている。
- (2) 指摘の具体的基準は、定期監査に係る監査処置基準の運用指針(下記3)に準じて行っている。
- (3) 処置は、主に財政的援助団体の事務が当該団体の会計規程、県補助金交付要綱、指定管理協定書に適合しているかどうかを基準としている。
- なお、処置は、前年度の処置に対する改善状況等を考慮して行っているため、監査処置基準の運用指針と異なることもある。

2 鳥取県監査基準(抜粋)

別表第4(第10条関係)

監 査 処 置 基 準

処置区分	処置の事案	処置の内容
指 摘	1 法令(条例、規則その他の規程を含む。以下、同じ。)に違反したものの又は不当なもので、重大なもの 2 著しく妥当性を欠くもの 3 著しく不経済又は非効率なもの	1 法に基づく報告及び公表をする 2 報道機関等に内容を公開する 3 代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、必要に応じその処理方針について回答を求める
注 意	指摘に至らない比較的軽易なもの	代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で是正を求め又は注意を喚起する

備考 上記の処置区分による処置が適当でないとき認められるときは、その他の処置をすることができる。

注 上記の「処置の内容」について、財政的援助団体等監査においては、部局長に対して団体に改善を促すよう通知するとともに、団体に対して適切に対処するよう通知することとしている。

3 監査処置基準の運用指針(要旨)

区 分	項 目	指摘の具体的基準
2 収 入	○調定の不適正	○調定漏れ又は調定金額の誤っているもの 合計額5万円以上
3 支 出	○支出負担行為の不適正	○支出負担行為が適期に行われていないもの 全部
4 契 約	○予定価格の不適正 ○契約に係る事務の不適正	○予定価格が決定されていないもの 1件100万円以上のもの ○随意契約の発注手続きが適正でないもの ○契約事項の不履行 重大なもの
5 補助金等	○補助金等の交付事務の不適正 ○補助金等に係る事務の不適正	○実績報告書が遅延しているもの又は内容が不適当なもの 重大なもの又は著しいもの (遅延については6か月以上のもの) ○補助金交付要綱の不備によるもの 重大なもの
7 財 産	○管理の不適正	○管理の事務手続きが適正でないもの 著しいもの
8 その他	○規程整備が適正でないもの	○重大なもの